

復興財源のための税制改正法案などの動き

政府は、先ごろ震災復興に向けた財源となる税制改正法案等を国会に上程等しました。今回はその概要と法案に示された施行時期を整理しておきます。

1. 復興財源のための税制

10月28日に閣議決定され国会に上程された法案は「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案」【国税関連】、「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律案」【地方税関連】の2つの法律案です。

復興特別所得税（一般の個人＜非永住者以外の居住者＞の場合） 源泉所得税

復興特別所得税額とは	基準所得税額×4%
基準所得税額とは	一般の個人（非永住者以外の居住者）については、全ての所得に対する所得税の額。ただし、外国税額控除を適用しない場合の税額をいう。
課税期間	平成25年から平成34年までとする。
源泉徴収する者は、源泉所得税の4%の復興特別所得税を併せて徴収し納付する	

復興特別法人税（一般の法人＜連結親法人以外の法人＞の場合）

復興特別法人税額とは	基準法人税額×4%
基準法人税額とは	一般の法人（連結親法人以外の法人）については、各事業年度の所得に対する法人税の額をいう。ただし、留保金課税、所得税額控除、外国税額控除等を適用しない場合の税額をいう。
課税事業年度	平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度とする。

個人住民税

増税の内容	均等割を500円引き上げ
実施時期	平成26年度から平成30年度の各年度分とする。

2. 23年度税制法案の再修正

また、平成23年度税制改正のうち、まだ国会で審議中だった積み残しの法案は、閣議で同10月28日に再修正が決定され、相続税の増税などに関する施行期日の見直しなどが行われたうえ、審議されることとなりました。同法案は、今年6月10日に修正を受けて名前を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案」等と改名していた法案です。

所得税

改正案の主な内容	施行時期等
給与所得控除に上限を設定（給与収入が1,500万円超などの場合は一律245万円）	改正に係る源泉徴収の適用時期を平成24年7月1日に変更

法人税

主な項目	修正案
法人税率の引き下げ等	施行時期を、平成24年4月1日以後に開始する事業年度とする。
中小企業者等の軽減税率	適用期限を、平成24年4月1日から平成27年3月31日までに開始する事業年度とする。

相続税

主な項目	改正案の内容
基礎控除	3,000万円（現行5,000万円）+600万円（現行1,000万円）×法定相続人数-
死亡保険金非課税	500万円×法定相続人の数 未成年者、障害者又は相続開始直前に被相続人と生計を一にしていた者に限定
税率構造	最高税率を50%から55%に引き上げ、8段階の累進税率に
施行時期は平成24年1月1日から	

贈与税

主な項目	改正案の内容
暦年課税の税率構造	最高税率を50%から55%に引き上げ、8段階の累進税率に
相続時精算課税制度の適用要件	1.受贈者の範囲に20歳以上の孫を追加。 2.贈与者の年齢要件を65歳以上から60歳以上に引き下げ
施行時期は平成24年1月1日から	

前記税制改正法案は平成23年11月2日現在、国会で審議中であり成立時期は未定です。